

第3章

タイ

第1節 海外出稼ぎ前史

タイ人はもともと他の地域から移動してきたというのが定説であるが、その後のタイは中東への出稼ぎが始まるまで、概して人口の受け入れ国であった。以下では、中東への出稼ぎが始まる前の、タイに関わる国際人口移動の歴史を概説し、現在の国際人口移動への含意について触れる。

1. サクディナー制下の労働力の徴用

タイ族は13世紀までに、中国の南部から徐々に移動してきたといわれている。1220年代にスコータイに王朝が開かれ、1351年にはアユタヤ王朝がそれを併合した。⁽¹⁾ アユタヤ朝時代には、その後のタイの統治システムの基になった「サクディナー制」が確立された。この制度は、国王から与えられた土地の大きさによってそれぞれの身分を位置づけ、この身分に応じて特産物の貢納や労働力の提供を強制するものであった。労働力の徴用はアユタヤ時代には年6ヵ月、その後ラタナコーシン時代には3ヵ月もの長期にわたり、徴用された労働者は主に地方の町で夫役に従事した。壯年男子には入墨がなされ、所属と住所が登録された。食糧は自前で調達しなければならなかつたこともあり、この徴用は農民にとって非常に大きな負担であった。このように

⁽²⁾

国内での労働移動がかなり昔から制度化されていたが、これによってタイの人々の移動性向が高まったという形跡はない。⁽³⁾

2. 中国人の流入と定着

アユタヤ朝が倒れる直前から、中国人の入植が始まった。商取引などを目的とした中国人の渡来は明の時代からあったが、中国人が定住したというのは、1765年に陳俊卿ほか35人がタイに渡ったという記録が最初である。⁽⁴⁾その後中国人は徐々に増加し、20世紀初頭には、当時のシャムの全人口800万人に対し、少なくとも200万人の中国人が住んでいたといわれている。⁽⁵⁾

ラタナコーシン時代（1782年～現在）に入り、ラーマ3世が新しく徵税請負人制度を始めると、多くの中国人が徵税請負人として特定地域、特定品目・事業の徵税独占権を与えられることとなった。その後も中国人は米の流通、精米を独占的に受け持つなどして資本を蓄積し、現在のタイの財閥を構成するに至っている。⁽⁶⁾ただし、現在では中国人とタイ人の同化がかなり進んでおり、ほとんどのタイ国民に何らかの形で中国人の血が混じっているといわれている。

3. 植民地支配への抵抗

18世紀の終わりから、当時近隣諸国に及んでいた植民地支配の目がタイにも向けられるようになった。ラーマ1世の時代にタイの領土は現在のラオス、カンボジアのほぼ全土、ミャンマー、マレーシアの一部を含む、今の2倍ほどの面積であったが、ペナンをイギリスに占領されたのを手始めに、19世紀後半から20世紀初めにかけて、フランスとイギリスに領土を割譲した。⁽⁷⁾また、1855年にはイギリスとの間で不平等条約（ボウリング条約）を結び、1926年まで関税自主権が失われることとなった。しかし、このように不利な条件を受け入れることで、完全に植民地化することは免れた。

この点は他の東南アジア諸国と大きく異なっている。マレーシア、シンガポールはイギリスの植民地となったことにより、インド、セイロン（現スリランカ）など他の旧英帝国諸国から、植民地経営に伴う人口移動があった。また、植民地経営の過程で、必然的に英語に慣れ親しむことになった。フィリピンもスペインの後にアメリカの支配を受け、第2次世界大戦前にはアメリカへの労働移動や頭脳流出が多かったうえ、教育が英語で行われたこともあって、フィリピン人も英語に堪能になった。このように、植民地とのつながりが深く、その宗主国など海外への労働移動を多くの人々が経験していて、多くの国民が国際語である英語に通じている国々と、タイは全く異なっていた。タイと深く交わり、活発な人的交流を喚起するような国は歴史的に存在せず、タイ人は英語にもフランス語にも慣れ親しむには至らなかった。これらのことから、中東への労働需要への反応の遅れや、海外出稼ぎに関する政策的対応の遅れにつながっているものと思われる。

4. 頭脳流出とヴェトナム戦争

第2次大戦後の復興、経済再建が進んだ1950～60年代に、先進国での労働需要が増加し、先進国は外国人に門戸を開き始めた。とくにアメリカが1965年に移民法を改定し、特定の熟練職種とすでに入国した人々の家族の入国を認めたことから、アメリカを中心とする国々に、技術者、医者、看護婦などが移住した。⁽⁸⁾

また、1964年に北ヴェトナム爆撃が始まり、1975年にサイゴンが、1979年にプノンペンが陥落するに至り、隣接するタイの国家安全保障は危ういとの観測が広がった。これに反応して、一部のインテリ層がタイを離れる傾向が、それぞれサイゴン、プノンペン陥落時に目立った。

しかし、ヴェトナム戦争とそれ以後の混乱に関わる人の流れでより長期にわたって注目されたのは、タイからの流出ではなく、インドシナ3国からの難民の流入であった。ラオス国境、カンボジア国境には現在も難民キャンプ

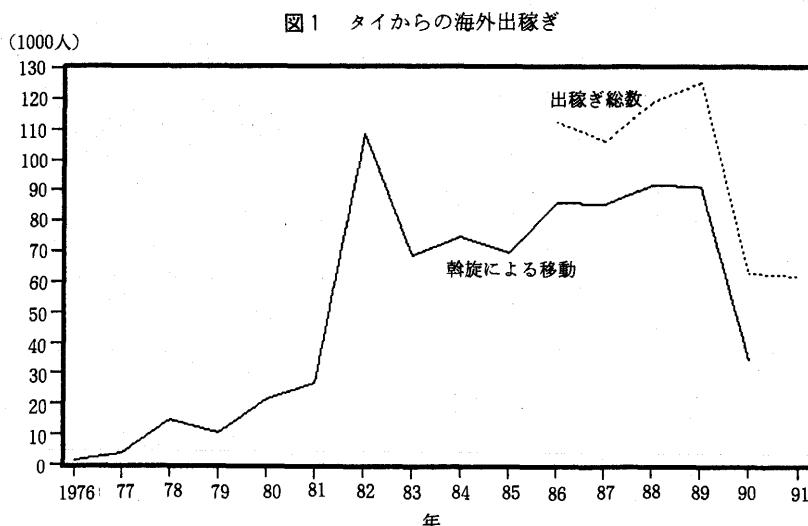
があり、難民たちはキャンプに滞在したのち、その多くが第三国やタイに定住先を求めた。近年ではラオス難民を中心に本国帰還が増加しているほか、カンボジアへの帰還も始まった。その反面、軍制下のミャンマーからの難民のタイへの流入が起こっている。

第2節 中東への出稼ぎ

1. 海外出稼ぎの趨勢

第1次石油ショック後の中東での労働需要増は、海外での労働に慣れていなかったタイ人労働者をも徐々に巻き込んでいった。内務省労働局の登録によれば、民間の斡旋業者による初めての海外出稼ぎは1973年で、その年293人が海外へ飛び立った。⁽⁹⁾ 1975年以降、民間斡旋業者、労働局、および雇用主を通した国際労働移動者数のデータが、労働局から得られる。これに労働者個人のつてで契約を結び、労働局に届けた数を加えた数字が海外出稼ぎ労働者総数になる。海外出稼ぎ者総数は、最近ようやく公表されるようになったが、民間斡旋業者、労働局、雇用主による出稼ぎとほぼ同じ動きをしている（図1）。

これらのデータによれば、第2次石油ショックを契機に海外出稼ぎが増加しはじめ、1982年に一時、前年の4倍以上に急増した。これは、イラクを除く中東諸国が出稼ぎ労働者に犯罪の前科がないことの証明をこの年から要求したので、労働者が労働局の出稼ぎ労働者一括処理センター（One-Stop Service Centre）とコンタクトをとらざるを得なくなり、出稼ぎ労働者数の把握が容易になったことにもよる。⁽¹⁰⁾ その後80年代前半の石油価格の下落から中東の労働需要が減少したことに伴い、1983年以降、出稼ぎ数の急増は一服した。その後、1986年以降、再び緩やかに増加する傾向にあったが、後述のようにサウジアラビアへの出稼ぎができなくなったため、1990、91年は出稼ぎ



(注) 「斡旋による移動」とは、民間斡旋業者、労働局、雇用主のいずれかの手を経た出稼ぎである。

(出所) 1981年まで : I. Abella, Manolo, "Manpower Movements in the Asian Region," 国連大学主催第2回日本・ASEANフォーラム「東アジアにおける国際労働移動」(1991年9月26日~27日)に提出された論文。

1982~1990年: Department of Labour, *Year Book of Labour Statistics*, 各年版。

1991年 : 卷島稔「タイにおける国際労働移動」(『バンコク日本人商工会議所会報』361号, 1992年3月)表2より。(原資料はDepartment of Labour)

総数が激減した。

1980年代初めは、アメリカ経済の停滞から、世界全体が低成長した時期でもあった。タイ経済も、債務返済比率が徐々に高まり、インフレも進むなど、構造調整が必要とされる状態であった。1982年には失業や不完全雇用が増大しており、これが同年の海外出稼ぎの急増に直結したものと考えられる(表1)。

表1 雇用状況（各年2月） (%)

年	失業率	不完全雇用率	農季待ち率
1977	1.32	29.42	—
1978	1.13	26.60	—
1979	1.21	23.16	—
1980	—	—	—
1981	1.81	19.32	—
1982	2.07	44.00	—
1983	8.18	—	7.95
1984	7.79	—	5.82
1985	7.59	—	7.27
1986	7.36	—	5.18
1987	7.11	—	3.78
1988	6.92	—	3.81
1989	6.75	—	4.84

(注) タイの雇用統計は1977～1982年の間とそれ以降では分類が大きく異なっている。前者は労働力を「適切被傭者 (Adequately Utilized)」と「不適切被傭者 (Inadequately Utilized)」に大別し、農季を待っている人々は非労働力としている。また、失業者は不適切被傭者に含まれている。ここでの「不完全雇用率」は不適切被傭者のうち、失業者を除いた人數を労働力で割ることにより算出した。なお、1983年以降は労働力を就業者と失業者、農季待ち人口に3分している。上記の「農季待ち率」は農季待ち人口を労働力で割って算出した。なお、データは各年乾季（2月、Round 1）のものを掲げた。

(出所) 1982年まで：National Statistical Office, *Report of the Labor Force Survey, Whole Kingdom (Round 1)*, 各年版。
1983年以降：Department of Labour, *Year Book of Labour Statistics 1989*, 表1.1.

2. 出稼ぎ労働者の出身地

1970年代初めに中東の労働需要に応えて出稼ぎにいった人々は、ヴェトナム戦争の頃に米軍基地関連の建設作業などで多国籍企業に雇用された人々であった。これらの多国籍企業が今度は中東でプロジェクトを落札し、建設作業を行うようになって、かつてタイで雇用していた労働者に、中東に来て働くよう声をかけた、というのがタイ人の中東への契約移動の始まりである。⁽¹¹⁾

このため、出稼ぎが始まった頃（1977年）の出稼ぎ労働者の出身県を見ると、軍事基地のあった、ウドンタニ、ナコンラチャシマ、ウボンラチャタ

ニ、チョンブリー、ラヨンからの出稼ぎ割合が多いことがわかる(表2)。また一方で、当時、全人口の10%程度を占めていたバンコクからの出稼ぎが多いことが注目される。この頃には斡旋業者が少なくて、斡旋活動がバンコクに比較的集中していたものと考えられる。

しかし年を追うにつれてバンコクのシェアは下がり、1983年には上位10県⁽¹²⁾に顔を出さなくなった。同時に、軍事施設と関連のない北・東北の県が上位に現われるようになった。1983年当時、総人口の4%の人口が居住していた

表2 出身県別出稼ぎ労働者 (上位10県, 1977, 1981, 1983年)

(%)

県	1977		1981		1983	
	順位	割合	順位	割合	順位	割合
バンコク	1	22.6	2	14.8		
ウドンタニ	2	14.5	1	20.1	1	13.2
チョンブリー	3	13.1	5	3.5		
ランパン	4	12.4	3	6.9	4	6.4
ウボンラチャタニ	5	5.9				
ラヨン	6	5.4				
ナコンラチャシマ	7	3.3	4	5.5	5	6.1
サムットプラカン	8	2.3	9	2.3		
ナコンパノム	9	1.6				
ノンカイ	10	1.6	8	2.6		
タク			6	2.8		
コンケーン			7	2.7	2	6.7
ナコンサワン			10	2.3	3	6.4
ブリラム					6	4.9
チェンライ					7	4.2
サコンナコン					8	4.1
ピット					9	3.6
マハサラカム					10	3.1
その他		17.3		36.7		41.3
合計		100.0		100.0		100.0

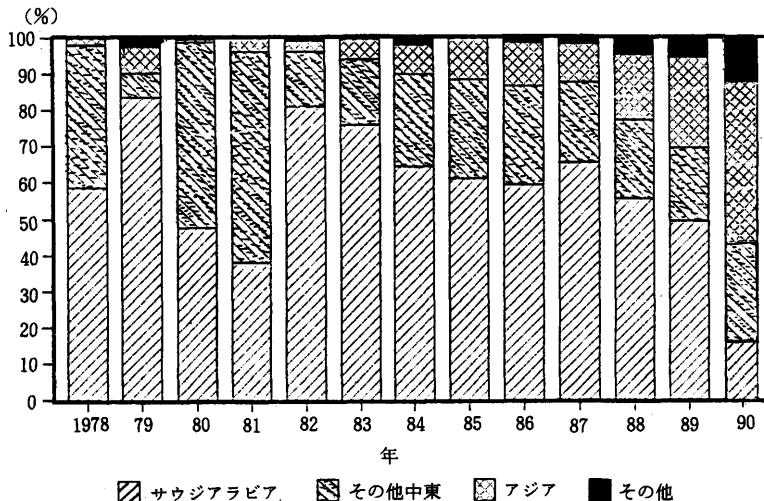
(出所) Amara Pongsapich, "Migrant Workers to the Arab World: Thailand," Godfrey Gunatilleke 編, *Migration to the Arab World, Experience of Returning Migrants*, 東京, United Nations University Press, 1991年, 表9.

ナコンラチャシマが6.1%の海外出稼ぎ労働者を送り出しているのはあり得ることとしても、それ以外のウドンタニ、コンケーンは人口の約3%，その他の県は1~2.5%の人口しかいないのであるから、人口の割には出稼ぎが多いといえる。11位以下の県のシェアが増加していることも勘案すると、海外出稼ぎが年を経るごとに国全体の現象になってきたといえる。

3. 出稼ぎ先

出稼ぎ先は圧倒的に中東が多かった。なかでもサウジアラビアの占める割合が大きかった（図2）。多少変動はあるものの、おおよそ全海外出稼ぎ者の

図2 労働者の出稼ぎ地域別分布



(注) 1981年までは民間斡旋業者、労働局の斡旋による出稼ぎのみを対象にしている。同様に1987年までは民間斡旋業者、労働局、雇用主による出稼ぎのみを対象にしている。リビアは「その他中東」に入れた。

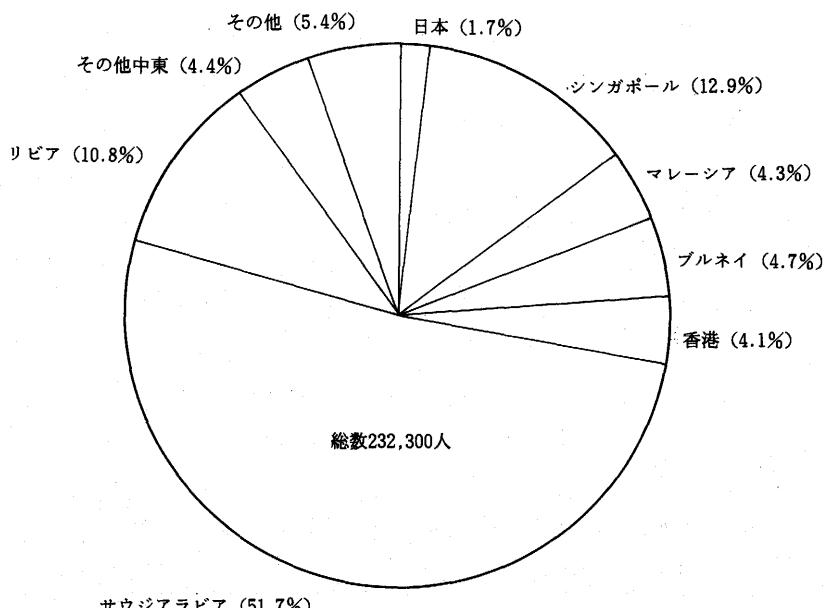
(出所) 1982年まで: Department of Labour, *Year Book of Labour Statistics 1984*.
 1983~89年: Charit Tingsabadh, "Thailand as a Labour-Sending Country: Population, Labour Force, and Recent Economic Trends," *Regional Development Dialogue*, Vol. 12, No. 3, 1991年秋, 表3. ただし、原資料はDepartment of Labourから得ている。

1990年 : Department of Labour, *Year Book of Labour Statistics 1990*.

半分以上がサウジアラビアへ向かった。とくに1983年には前年の9倍の労働者がサウジアラビアに向かっており、これが海外出稼ぎ労働者総数の4倍増の原因である。しかし、他の送り出し国と同様に、逆オイルショックに伴う中東の労働需要減により中東諸国、とくにサウジアラビアの割合が低下し、対照的にシンガポール、ブルネイを中心とするアジア諸国がシェアを伸ばしている。また、陸続きのマレーシアでタイ人の不法労働者の存在が認められるが、規模その他については不明である。

中東のシェアの低下に輪をかけるように、1990年2月1日、バンコクでサウジアラビアの外交官が殺されるという事件が起こった。これに先立つ1年

図3 タイ人労働者の受入国別分布（推計）
(ストック、1990年)



(注) アメリカおよびヨーロッパ在住の労働者は除かれている。

(出所) Department of Labour, Year Book of Labour Statistics 1990. 表2. 8.

前にもサウジアラビアの外交官が狙撃され、その犯人が捕まっていないこと也有って、サウジアラビア政府は即刻、タイからの労働者の入国の無期限禁止を決めた。⁽¹³⁾ これは長く尾を引き、湾岸戦争終結後も、2万人以上のタイ人がサウジアラビアでの仕事に復帰するためにビザを申請したが、ビザは発給されていない。⁽¹⁴⁾

このような年々の労働者の流出入（フロー）に対応して、その時点その時点で各受け入れ国に居住して働く労働者の人数（ストック）が決まる。一般に、各年の流出入に比べて精度は落ちるが、1990年にタイ人の海外出稼ぎ労働者はアメリカ、ヨーロッパを除く世界に23万人おり、そのうち中東に約3分の2が居住していたと推計されている（図3）。このような労働者の地域分布は湾岸戦争に大きく影響されたものである。ILOの推計によれば、イラクがクウェートに侵攻した1990年8月2日以前の時点でタイ人の労働者は戦地に1万3000人おり、⁽¹⁵⁾ そのうち1万人が同年12月までに帰国した。湾岸地域での労働需要は盛り返しているが、88年時点で全体の半数以上の労働者が働いていたサウジアラビアへのビザがおりないことから、この状態に変化がないうちには、中東への出稼ぎはかつての勢いを取り戻し得ないであろう。

4. 出稼ぎ労働者のプロフィール

出稼ぎ労働者やその家族の属性、移動による変化その他についてはいくつかのフィールド調査がある。ここでは、国連大学のプロジェクトによる調査（1985年実施）と、ILOのアジア雇用プログラム（ARTEP）と国連開発計画（UNDP）のプロジェクトでなされたサーベイに基づいて、海外出稼ぎの実態の描写を試みる。⁽¹⁶⁾

これらの資料によれば、出稼ぎ者のほとんどが既婚男性で、かつ家長である。また、学歴は小学校卒が多い。また、一般に最も貧しい階層の人々ではなく、むしろ出稼ぎしない人々より経済的に恵まれている場合が多い。多くが出稼ぎ前は農業に従事していた。そして彼らの多くは帰国後、農業へ戻る。

以下、出稼ぎのプロセスに沿って調査結果を整理してみよう。

まず、出稼ぎをしようとする動機には経済的な必要性に関連することが多い。ほとんどの出稼ぎ者は出発前に正式な契約を取り交わす。契約書はだいたい英語とタイ語で書かれており、仕事の内容などが明示されている。申し込みをしてから出発するまで約4カ月かかる。斡旋業者のなかには、帰国した出稼ぎ労働者が自分の故郷で斡旋業を始める例があるが、このようなケースは、詐欺などが起こりにくく村人に信頼される反面、通常の斡旋業者より斡旋に時間がかかるようである。⁽¹⁷⁾ このように、斡旋は地方の村でも行われており、斡旋を受けるためにバンコクなどの大都市に出かける必要はない。出稼ぎに要する費用は2~3万バーツ強で、おおよそ年間所得の3分の1にあたる。この費用は個人の貯蓄か利子付きの借入で賄われる(表3)。⁽¹⁸⁾ 利子が付く場合には、月利で10%程度と高利である。

受け入れ国でも労働者はさまざまな困難に遭遇することがある。問題とし

表3 出稼ぎ費用の調達 (%)

	Peerateph	Kanok	Sumalee
個人の貯蓄	52.1	35.9	28.6
資産の売却	10.0	1.2	5.7
借入(利子付き)	37.9	52.5	65.7
借入(無利子)	0.0	10.4	10.0

(注) Peerateph, Kanok, Sumaleeの3者による調査である。

(原資料) Peerateph, Roongshivin, *Some Aspects of Socio-Economic Impacts of Thailand's Emigration to the Middle East*, ASEAN/Australia Population Project : Institutional Development and Exchange of Personnel, 1982年。

Kanok, Tosurat ; Preecha Vittrakul, *Impact of the Return of Thai Labour Force from the Middle East*, バンコク, Social Science Association of Thailand, 1985年(タイ語)。

Sumalee, Pitayanon ; Wattana Suwananasaeng Chancharoen, *Impacts of Going to Work Abroad on Short-Term Contract by Thai Workers on the Social and Economic Conditions in the Rural Community : A Case Study of Northeast Thailand*, バンコク, Faculty of Economics, Chulalongkorn University, 1982年(タイ語)。

(出所) Charit Tingsabahd, "Maximising Development Benefits from Labour Migration: Thailand," Rashid Amjad編, *To the Gulf and Back*, ニューデリー, ILO-ARTEP, 1989年。

て挙げられるのは、(1)賃金の支払いが遅れる、(2)受け入れ国で、より条件の悪い契約書に書き替えさせられる、(3)契約期間満了前の契約破棄、(4)劣悪な労働条件、超過勤務手当への未払い、等である。⁽¹⁹⁾しかし、国連大学プロジェクトの調査によれば、もともとの契約と受け入れ国での条件が異なることはあまりなく、多くの場合は契約通りの条件であった(表4)。契約不履行、違法行為などの他に、近年では出稼ぎ労働者の健康問題が注目されている。¹⁹ 83年からシンガポールでタイ人建設労働者が年に20人ぐらいの割合で急死しており、原因が探られているものの、いまだに結論は出ていない。

1985年のデータによれば、出稼ぎ労働者の9割近くが生産部門に従事するブルーカラーである。賃金はタイで働いた場合の同じ職種と比べて2.5~5倍にあたる高給である。⁽²⁰⁾

表4 契約の内容と実際の条件 (%)

内 容 (項目)	契 約		実際の条件		
	明示され ていた	明示され ていない	契約より 良い	契約通り	契約より 悪い
仕事の種類と水準	88	12	5	88	7
仕事の内容	80	20	4	89	7
賃金支払い	89	11	8	81	11
労働時間	89	11	1	93	5
超過勤務手当	78	22	4	89	7
設備	71	29	6	89	5
渡航費等渡航アレンジ	65	35	2	96	2
休暇	82	18	—	97	3
食事	76	24	5	85	10
メインテナンス	84	16	4	89	7
労働災害の場合の支払	79	21	2	92	6
帰国休暇	70	29	1	94	5
契約期限	85	15	2	91	7
帰国情時の渡航費	74	26	—	95	5
給与支払期限	78	22	1	93	6
その他	1	99	—	100	—

(注) 1985年、10県500サンプルの標本調査による。

(出所) 表2に同じ。

帰国した労働者の失業率は高いというのが定説で、タイについてもこの説が支配的であるが、国連大学プロジェクトの調査では、仕事をしていない帰国労働者の割合が約10%で、職探しをしている人は4%にすぎないという結果⁽²¹⁾が出た。8割程度の人々が、出稼ぎによって技術を身につけることができたと考え、3分の2弱の人々が、国内でもその技術を活用できると考えている。しかし、出稼ぎ先では鉱工業やサービス業に従事していた人々も、帰国するとまた農業に戻るというケースが一般的であり、取得した技術を現実に活用できるかについては疑問が残る。

5. 送金とその使途

出稼ぎ労働者からの送金は、経済全体の外貨稼得という意味で大きな役割

表5 海外の労働者からの送金（タイ）

（単位：100万バーツ、%）

年	送 金	商品輸出	送金／輸出
1979	3,820	106,881	3.57
1980	7,700	132,041	5.83
1981	10,430	150,218	6.94
1982	14,220	157,203	9.05
1983	19,457	145,076	13.41
1984	21,118	173,520	12.17
1985	23,796	191,703	12.41
1986	20,900	231,481	9.03
1987	21,596	298,099	7.24
1988	23,436	399,230	5.87
1989	24,240	509,925	4.75
1990	24,798	583,206	4.25

（出所）1979～1982：Department of Labour, *Year Book of Labour Statistics 1988*.

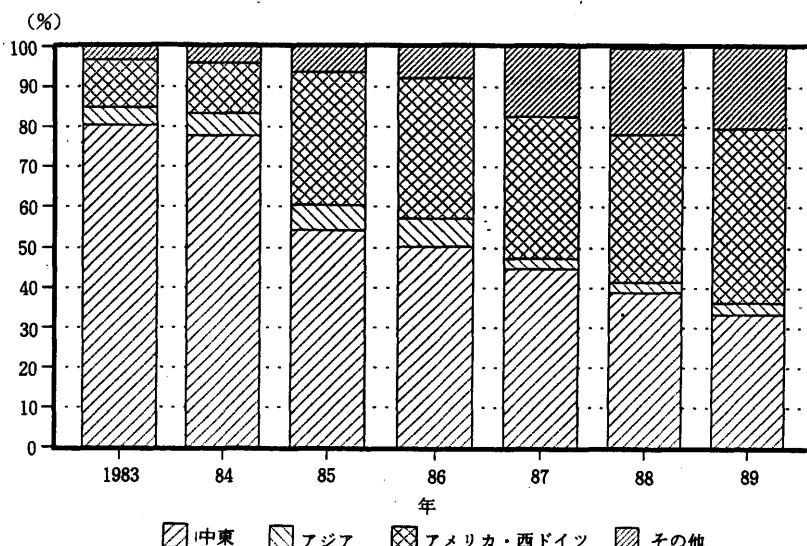
1983～1984：Charit Tingsabadh, "Thailand as a Labour-Sending Country: Population, Labour Force, and Recent Economic Trends," *Regional Development Dialogue*, Vol. 12, No. 3, 1991年秋, pp.74～88.

1985～1990：BOT, *Quarterly Bulletin*, 各号。

商品輸出はすべてBOTの各年版。

を担った。輸出が伸び悩んだ1980年代半ばには、労働者からの送金が輸出の1割程度の額に達した(表5)。しかし、80年代半ばから出稼ぎ労働者の移動は停滞し、それと2~3年の時間的遅れを伴って、送金額も減少した。また、1988年から輸出が急激に成長したことによって、外貨稼得としての重要性は、80年代後半に低下した。送金額の地域別シェアを図4に掲げた。80年代半ばから中東のシェアが落ちていることがわかる。アメリカ・西ドイツのシェアが85年から急に増加していることと、予想に反してアジアのシェアが増加せず、むしろ低下していることが目を引く。アメリカ・西ドイツからの送金には、中東からアメリカの金融機関を通じてタイに送金された額が含まれる。

図4 送金の地域別シェア



(注) 中東にはリビアを含む。

(出所) Charit, Tingsabagh, "Thailand as a Labour-Sending Country: Population, Labour Force, and Recent Economic Trends," *Regional Department Dialogue*, Vol. 12, No. 3, 1991年秋, 表4。

ただし、ミスプリントとわかる数字のみ、Nipon Poapongsakorn, ; Hongpha Sangthanapuk, *Consequences of Overseas Contract Labour Migration on the Rural Economy : The Case of Two Northern Villages*, パンコク, ILO, Regional Office for Asia and the Pacific, 1989年, 表2.7. およびBank of Thailand, *Quarterly Bulletin*, 各号を参考にして修正した。

表6 送金の使途 (単位: パーツ, %)

	平均支出額	シェア
非耐久財	12,440	7.35
食衣貴金属	8,000	4.73
衣	2,000	1.18
貴	440	0.26
耐久財	18,689	11.04
ラテジレ	5,193	3.07
冷蔵	6,677	3.94
ミ家	1,893	1.12
住宅	397	0.23
新築	4,530	2.68
改築	56,086	33.13
住宅	2,726	1.61
新築	43,244	25.54
改築	10,116	5.98
農業投資	10,368	6.12
農業	6,580	3.89
鋤耕	2,288	1.35
耕耘	1,500	0.89
輸送	9,159	5.41
自転車	467	0.28
オートバイ	4,904	2.90
軽トラック	378	0.22
トラック	3,410	2.01
金融	62,559	36.95
銀行預金	22,713	13.42
借入金	35,717	21.10
個人的貸	4,128	2.44
支出	169,301	100
送金	141,149	
収支	△ 28,152	

(出所) 表3に同じ。

れており、両国の労働者からの送金と区別することができない。アジアからの送金が伸びないのは、87年以降日本からの送金データが原資料から抜け落ちていることが原因である。このようにデータとして問題はあるが、サウジアラビアからの送金は89年に絶対額が減少しており、中東のシェアの低下についてでは異論のないところである。⁽²²⁾

送金の使途としては、住居関係と金融関係が多い。細目では住宅新築と借

表7 出稼ぎによる消費支出の変化 (%)

支出	移動前		帰国後			
	支出した	支出しない	減少	不变	増加	支出しない
肉／魚	95.0	5.0	1.4	60.2	31.2	13.2
日用品	32.6	67.4	2.8	18.0	13.0	66.2
缶詰め、および						
加工食品	44.2	55.8	2.4	33.6	9.6	52.4
炭酸飲料	36.6	63.4	2.0	27.4	9.6	61.0
酒類	74.2	25.8	8.6	49.2	18.6	23.6
たばこ	75.6	24.4	9.6	50.4	17.4	22.6
衣料	93.8	6.2	2.0	55.2	39.6	3.2
はきもの	93.0	7.0	3.6	54.6	37.8	4.0
新聞	45.2	54.8	5.0	29.6	14.4	51.0
公共医療サービス	86.4	13.6	4.8	70.2	12.4	12.6
民間医療サービス	36.4	63.6	2.2	26.6	9.8	61.4
伝統的薬品	30.8	69.2	3.6	24.0	2.8	69.6
西洋医薬	73.6	26.4	2.6	57.0	14.6	25.8
教育	47.6	52.4	1.2	23.2	28.6	47.0
映画／劇場	44.6	55.4	7.0	29.2	9.0	54.8
休日旅行／クラブ	23.0	77.0	2.6	14.8	6.6	76.0
公共交通	81.0	19.0	12.2	47.0	23.4	17.4
自家用車	27.4	72.6	0.8	17.4	32.4	49.4
オートバイ／自転車	13.6	86.4	2.0	7.4	7.0	83.2
宗教関連の寄付	90.2	9.6	2.8	42.0	48.2	6.8
親族への贈与	77.2	22.8	2.6	33.0	46.6	17.8

(出所) 表2に同じ。

金返済が図抜けており、食料、ラジオ、テレビ、農地も比較的支出シェアが高い（表6）。農業投資や輸送設備といった投資目的の支出割合は高くないが、マクロ経済学的な意味をとり、金融に回される額をすべて貯蓄と考えると、貯蓄率は37%という非常に高い率となる。1989年にこそタイ経済全体の貯蓄率は30%近くに上がってきたが、80年代半ばまでは20%前後の数字で⁽²³⁾あったので、データの調査時期が明示されていないものの、37%という数字はかなり高いと考えてよい。これに投資的支出である農業投資、輸送設備を加えると50%弱になるので、送金が消費にばかり費やされるという見方はあ⁽²⁴⁾たらない。

消費支出を細かくみると、食料品、衣類・履物、といった必需品、および教育、交通費、寄付・贈与への支出が増加している（表7）。宗教関連の寄付が支出増となる事例が多いことは、仏教国タイを象徴していて興味深い。

第3節 海外出稼ぎ管理政策

タイ政府が本格的に海外出稼ぎの管理に取り組み始めたのは1980年代に入ってからである。他の南アジア諸国やフィリピンと比べて決して早い方ではない。以下、今まで採られている政策とそのスタンスについて述べる。

1. 対処方針

海外出稼ぎに関する政府の見解は、1982年に始まる第5次5カ年計画で初めて明らかにされた。それ以前には1968年に雇用サービスおよび求職者保護に関する法律（労働保護法）が制定され、労働局に未登録の斡旋会社による斡旋や、その雇用契約に労働局の承認を受けていない雇用主による海外雇用が禁止されたほか、しばしば省レベルでの規制が決められたが、厳格に実施された様子はない。

第5次5カ年計画（1982-86年）で、初めて海外出稼ぎについての政府の方針が明らかにされた。具体的には、(1)海外雇用の促進と受け入れ国での労働事務所の設立、(2)労働保護法の制定と労働力輸出の管理、(3)海外の労働需要に対応した労働者の訓練、(4)海外での銀行の支店開設などを含む外貨送金の促進、が対策として挙げられると同時に、国内における技能労働者不足の予防がガイドラインのひとつとされた。⁽²⁵⁾ 第6次5カ年計画（1987-91年）ではさらに進んで、(1)受け入れ国との友好的関係の構築、(2)効率的な出稼ぎ管理、(3)中東地域以外の市場の開拓、(4)出稼ぎ労働者の技能（外国语を含む）の向上、(5)労働者の技能テストと技能証明書の発行、(6)労働力輸出にかかる障害の除去、(7)出稼ぎ費用（斡旋料、借金の金利など）の削減、(8)労働者の利益の保護と不法斡旋業者の処罰、(9)海外雇用や斡旋業者についての情報の普及、⁽²⁶⁾ (10)帰国者の再雇用の準備、が挙げられた。

2. 労働者保護政策

1968年の労働保護法の規定でも、斡旋業者の登録、契約書の提出などが義務づけられていたが、罰金が1000バーツ、投獄が1カ月と非常に軽かったこと、また実際に投獄されることがなかったことから、この法律は労働者保護の面で有効に機能しなかった。⁽²⁷⁾ そこで1985年に労働保護法が改定され、海外出稼ぎの管理が強化された。具体的には、(1)民間斡旋業の許可は2年に一度更新することと、(2)資本は100万バーツ以上であること、(3)保証積立金5万バーツ以上を労働局に供託するか銀行の預金証明を提示すること、(4)契約通りの雇用が保証されなかった場合、諸経費全てを斡旋業者が労働者に返還すること、(5)雇用主は一定金額を海外労働者厚生基金に納入すること、(6)不法斡旋を行ったものは3~10年の投獄、あるいは6~20万バーツの罰金を支払うこと、(7)すべての出稼ぎ労働者は出国の際に関連書類の最終チェックを受けること、等の条項が定められた。

海外出稼ぎ行政を担っているのは内務省労働局である。労働局の中に海外

雇用管理室 (Office of Overseas Employment Administration) と在外公館の労働アタッシェが配置されているほか、1987年からは国際労働部 (International Labour Affairs Division) ができ、調査研究や計画を行っている。⁽²⁹⁾

海外雇用管理室は斡旋業者の登録、海外の労働需要申請の処理、労働者の資格試験の調整、資格の証明、海外労働者厚生基金の管理、労働基準の設定、雇用契約の検査、苦情処理、出稼ぎ前のオリエンテーションの監督等を行っている。

1989年現在、認可された斡旋業者は632あり、その8割がバンコクに登録されている (表8)。かつては各県の知事が斡旋業者を認可する権限を持っていたが、現在では労働局に一元化されている。⁽³⁰⁾

労働局自ら斡旋も行っているが、例年その数は全体の1%程度にすぎない。ただし、1989年のみシンガポールへの斡旋が増加したために比率が4%に上がった。これには次のような経緯がある。1988年末にシンガポールが外国人労働者の受け入れ削減を決定し、不法滞在者に鞭打ちを含む厳しい刑罰を課すこととした。そこで89年3月にタイ政府は軍艦まで動員してタイ人労働者の送還にあたったのであるが、その年の6月までにはシンガポールの労働者不足が明らかとなり、シンガポールが再びタイ人労働者を、今度は合法的に受け入れた。その際に、タイの労働局が斡旋する形をとったものと思われる。⁽³¹⁾また、労働者保護を確実にするという観点から、中央労働力輸出センターを設立して民間の斡旋業者を排除すべきとの提案を労働団体が行っ

表8 民間斡旋業者の数 (1989年)

	登録数	操業中 断	操業中
バンコク	530	228	302
その他の県	102	69	33
計	632	297	335

(原資料) 労働局より。

(出所) Wiwatchai Atthakor, "Evaluation of the Thai Government's Labor-Export Policy and its Implication," ARENA およびアジア経済研究所主催, The Workshop on Alternative Trends in Labor Migration (ロップリー, 1990年12月16日~17日) に提出された論文, 表6.

表9 出稼ぎに関する苦情

年	1986	1987	1988	1989	1990	1991
苦情件数	8,904	4,235	3,629	2,913	1,507	669
労働局の調停により解決した苦情*	5,628	4,252	3,111	3,266	1,205	1,520
労働者に返還された金額（100万バーツ）	34.5	26.4	18.7	20.2	6.4	14.0
起訴に及んだ苦情の数	101	52	32	17	89	84

(注) *は前年からの継続案件を含む。

(出所) 巻島稔「タイにおける国際労働移動」(『バンコク日本人商工会議所所報』361号, 1992年3月) 表3より。(原資料はDepartment of Labour)

たが、実現には至っていない。⁽³²⁾

労働保護法が効果を発揮し始めたせいか、労働局への苦情申し立ての件数は近年減少している(表9)。制度的に言えば、海外で問題が起こった場合、出稼ぎ労働者はタイ大使館や労働事務所に仲裁を仰ぐことができる。労働事務所は現在、サウジアラビア、イラク、クウェート、シンガポール、ギリシャ、ブルネイ、香港に設置されている。ただし、これら在外公館の官吏が保護にあたるのは、それが相当悪状況にある場合で、通常は雇用主と出稼ぎ労働者の間で紛争が解決されると考えるほうが正しい。⁽³³⁾

1985年の労働者保護法により海外労働者厚生基金が開設され、資金を必要とする労働者に援助がなされることになっているが、この制度が広範に適用されているという話は聞かない。パキスタンやフィリピンのように、帰国労働者対策や出稼ぎ労働者の出身地域の開発に利用されるという話もなく、この基金制度が有効に機能しているとは言いがたい。

3. 出稼ぎ促進政策と外貨管理政策

政府は海外出稼ぎを促進するために、海外出稼ぎ労働者には、タイ人およびタイ居住者が航空機で国外に出る際に賦課している旅行税(1000バーツ)を免除している。労働局によれば1989年の全国の平均賃金は月額で3600バーツであるので、1000バーツは決して少ない額ではないが、出稼ぎにかかる諸費

用が2～3万バーツといわれていることから、旅行税の免除が海外出稼ぎにどれほどの誘因を与えていたか疑問である。なお、旅行税は徴収手続きが煩雑なことから、今後廃止される見通しである。⁽³⁴⁾

この他に、フィリピンと同様に、大臣クラスの役人が関係国を訪問し労働者を受け入れを要請することなども考えられている。⁽³⁵⁾

外貨管理政策としてはまず、出稼ぎ先に銀行の支店を増やすことが考えられた。1983年の時点で中東にタイの銀行は1行しかなかった。次に、賃金の一定比率の送金を義務づけることが、1982年10月、タイ中央銀行から出稼ぎ労働者に対して通達された。その比率は、生活費を自己負担しているものは賃金の3割、雇用主が負担しているものは6割とされた。しかし、実際にはこの比率以上の額を労働者が送金していたこと、および監視が不可能なことなどあり、結局この通達は効力を持たなかった。⁽³⁶⁾ この他に積極的な外貨送金管理政策は採られなかった。

4. タイ政府の政策スタンスと国内労働力需給の逼迫

これまでみてきたことからわかるとおり、タイ政府の海外出稼ぎに対する取り組みは遅く、現在でも積極的とはいえない。1984年のILOの会議で労働局の副長官と国際労働部長が報告を行っているが、送金管理、労働者の社会保障、労働者家族の福利厚生、帰国労働者の再吸収などについて、非常に楽観的な見方をしており、この時点ではとくに対策が必要ないとの考えが表明された。そもそも労働保護法改定前は、合法的な出稼ぎかどうか確認せずにパスポートが発行されていたことなどから、バンコクは文書偽造のメッカだといわれている。最低賃金のガイドラインさえ、遵守させることが困難であることから、すでに適用が断念されたとの話もある。湾岸戦争時の労働者引揚げの際にも現地の役人の人員が不足したこと、内務省副大臣や外務省副大臣も認めるところであった。⁽³⁷⁾ 前述のとおり、現在各送り出し国が知恵を擰っている帰国労働者対策もとりたててない。⁽³⁸⁾⁽³⁹⁾⁽⁴⁰⁾

このような政策スタンスには、1987年以降タイ経済が高成長を始め、国内でも労働力の需給が逼迫しはじめたことも影響しているものと思われる。1988年には暫定値ながら雨季の失業率が3%に低下していた。89年には1.04%⁽⁴¹⁾にまで下がったという記事もある。外貨繰りにも余裕が出てきたので、海外出稼ぎに対する関心がより低まつたとも考えられる。とくに熟練労働力の需給状況をみながら、海外出稼ぎ促進の方針を転換すべき場合もあり得よう。しかし、労働者保護は依然として必要なので、現在の大様な労働者保護政策をきめ細かく整備するべきである。

[注] —————

- (1) 末廣昭「タイ」(松本重治監修、滝川勉編『新・東南アジアハンドブック』講談社、1988年) 95~100ページを参照。
- (2) 末廣昭「工業化の前提——官僚国家とサクディナー経済」(末廣昭・安田靖編『タイの工業化——NAICへの挑戦』アジア経済研究所、1987年) 6ページ、およびNartsupha, Chatthip, Setthakit Muban Thai nai Adit, (野中耕一・末廣昭訳『タイ村落経済史』井村文化事業社、1987年) 14ページおよび40ページを参照。
- (3) 農業就業者の割合が他のアジア諸国と比べても多いこともあって、現代のタイ人の定着性はむしろ高い。Pejaranonda, Chintana ; Sidney Goldstein ; Alice Goldstein, 1980 Population and Housing Census, Subject Report No. 2, Migration, バンコク, National Statistical Office, Office of Prime Minister, 1984年, 14ページを参照のこと。また、タイの国内移動に関するいくつかの分析のまとめを、山形辰史「途上国大都市への人口移動—タイ国を事例として—」(『アジア経済』第30巻第9号、1989年9月) 38~40ページ、が行っている。
- (4) 横泉克夫「泰華論序説(Ⅱ)ー創業者の時代ー」(『バンコク日本人商工会議所所報』第329号、1989年7月) 22~26ページを参照。
- (5) 横泉克夫「泰華論序説(Ⅲ)ー創業者の時代ー」(『バンコク日本人商工会議所所報』第330号、1989年8月) 51ページを参照。
- (6) 末廣「タイ」106ページ、および末廣「工業化の前提」10~11ページを参照。
- (7) 末廣「タイ」99ページを参照。
- (8) 驚尾宏明「タイをめぐる国際労働移動」(『アジ研ニュース』第105号、1989年9月) 18ページを参照。
- (9) Atthakor, Wiwatchai, "Evaluation of the Thai Government's Labor-Export Policy and its Implication," Asian Regional Exchange for New Alternative

- (ARENA) およびアジア経済研究所主催, The Workshop on Alternative Trends in Labor Migration (ロッブリー, 1990年12月16日~17日) に提出された論文, 5~6ページを参照。
- (10) 佐々木聖子「アジアにおける国際労働力移動 送出国概観」(『大原社会問題研究所雑誌』第389号, 1991年4月) 13ページを参照。
 - (11) "Labour Exports to the Middle East," *Bangkok Bank Monthly Review*, Vol. 23 No. 10, 1982年10月, 444~449ページを参照。
 - (12) 1986年には, バンコクが1位に返り咲き, ウドンタニが2位に下がったとの記述もある。Poapongsakorn, Nipon; Hongpha Songthanapurk, *Consequences of Overseas Contract Labour Migration on the Rural Economy: The Case of Two Northern Villages*, バンコク, ILO, Regional Office for Asia and the Pacific, 1989年, 5ページを参照。
 - (13) *The Asian Wall Street Journal*, 1990年2月9/10日号を参照。
 - (14) チュタ・マヌスパイブーン「海外への出稼ぎブーム」(『海外労働時報』第176号, 1991年7月) 13ページを参照。
 - (15) Abella, Manolo I., "Manpower Movements in the Asian Region," 国連大学主催 第2回日本・ASEANフォーラム「東アジアにおける国際労働移動」(1990年9月26日~27日) に提出された論文, 付表3を参照。
 - (16) タイについての国連大学の調査は, Pongsapich, Amara, "Migrant Workers to the Arab World: Thailand," Godfrey Gunatilleke編, *Migration to the Arab World, Experience of Returning Migrants*, 東京, United Nations University Press, 1991年, 150~194ページ, としてまとめられている。この調査は, 1983年の出稼ぎ労働者送り出し県のうち上位10県を取り出し, それぞれの県で50人に聞き取りを行ったものである。ILO-ARTEPとUNDPのプロジェクトは主に2次資料の詳細なサーベイで, Tingsabdh, Charit, "Maximising Development Benefits from Labour Migration: Thailand," Rashid Amjad編, *To the Gulf and Back, Studies on the Economic Impact of Asian Labour Migration*, ニューデリー, ILO-ARTEP, 1989年, 304~343ページ, としてまとめられている。
 - (17) Pongsapich, 同上論文, 163ページ, にナコンラチャシマ県チャカラット郡の例が挙げられている。
 - (18) United Nations, Economic and Social Commission for Asia and the Pacific (ESCAP), *International Labour Migration and Remittances between the Developing ESCAP Countries and the Middle East: Trends, Issues and Policies*, バンコク, ESCAP, 1987年, 表66を参照。
 - (19) Prasartset, Suthy; Wiwatchai Atthakor, "Alternative Directions of International Labor Migration: The Thai Case," ARENA編, *Alternative*

Directions of International Labour Migration, 東京, アジア経済研究所, 1991年, 24~25ページを参照。この抄訳として, アジア経済研究所『アジア諸国労働者移動調査報告書』同研究所, 1991年, がある。また, 日本でタイ人労働者が直面する様々な問題については, 斎藤百合子「日本におけるタイ人労働者」(江橋崇編『外国人労働者と人権——日本・タイ関係研究の現場から』法政大学現代法研究所, 1990年) 51~94ページが聞き取り調査を行っている。

- (20) ESCAP, 前掲書, 表67を参照。ただし, 賃金の半分近くが, 残業手当との指摘もある。これについては, Roongshivin, Peerathee, "The Socioeconomic Consequences of Labor Migration from Thailand to the Middle East," Fred Arnold ; Nasra M. Shah編, *Asian Labor Migration, Pipeline to the Middle East*, ボウルダーおよびロンドン, Westview, 1984年, 156~157ページを参照。
- (21) Pongsapich, 前掲論文, 180ページを参照。
- (22) "Foreign Remittances from Thai Workers Overseas-Impact on the Economy," *Bangkok Bank Monthly Review*, Vol. 23 No. 11, 1982年11月, 480ページを参照。
- (23) 山形辰史「タイ」(柳原透編『アジア太平洋の経済発展と地域協力』アジア経済研究所, 1991年) 第2図に貯蓄率の変化が示されている。
- (24) ただし, このデータの支出総額の平均が平均送金額を上回っていて, 支出の出所が曖昧になっていることに注意する必要がある。
- (25) National Economic and Social Development Board (NESDB), *The Fifth National Economic and Social Development Plan (1982-1986)*, バンコク, NESDB, 出版年不明, 443ページおよび, 447~448ページを参照。
- (26) NESDB, *The Sixth National Economic and Social Development Plan (1987-1991)*, バンコク, NESDB, 出版年不明, 96~98ページ, および, Prasartset ; Atthakor, 前掲論文, 43~45ページを参照。
- (27) ESCAP, 前掲書, 169ページを参照。
- (28) Prasartset ; Atthakor, 前掲論文, 45~46ページ, および ESCAP, 前掲書, 167ページを参照。
- (29) Siddiqui, A. M. A. H. 編, *Labour Administration : Profile on Thailand*, バンコク, ILO, Asian and Pacific Regional Centre for Labour Administration (ARPLA), 1988年, 5~7ページ, 17ページ, 20ページおよび28ページを参照。
- (30) Yuvapurna, Chanasak ; Senchai Reantragoon, "Thailand," *Labour Administration, Overseas Employment Administration in Selected Asian Countries*, バンコク, ARPLA, 1985年, 172ページを参照。
- (31) この経緯は, 佐々木聖子『アジアから吹く風—いま外国人労働者のふるさとは—』朝日新聞社, 1991年, 115~125ページに詳しい。

- (32) この件に関する*Bangkok Post*, 1989年8月31日号, 同年9月1日号の和訳が『海外労働時報』第155号, 1990年1月, 19~20ページに掲載されている。
- (33) Atthakor, 前掲論文, 17ページ, およびTingsabdh, Charit, "Thailand as a Labour-Sending Country : Population, Labour Force, and Recent Trends," *Regional Development Dialogue*, Vol. 12 No. 3, 1991年秋, 83ページを参照。
- (34) 水谷四郎編『1990~1991年版 タイ国経済概況』バンコク, 盤谷日本人商工会議所, 1991年, 101ページを参照。
- (35) Tingsabdh, "Thailand as a Labour-Sending Country...", 82ページを参照。
- (36) ESCAP, 前掲書, 184ページを参照。
- (37) Yuvapurna ; Reantragoon, 前掲論文, 169ページを参照。
- (38) ESCAP, 前掲書, 169ページを参照。
- (39) Tingsabdh, "Thailand as a Labour-Sending Country...", 82ページを参照。
- (40) Atthakor, 前掲論文, 18ページを参照。
- (41) Vorasirisunthorn, Atchara, "The Thai Labour Market - a Looming Shortage," *Bangkok Bank Monthly Review*, Vol. 32 No. 1, 1991年1月, 17ページを参照。